

上越市令和 6 年能登半島地震復興支援補助金 申請マニュアル

対象者 以下の①または②に該当すること

- 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(能登半島地震)」(以下、国補助金)の交付確定を受けた小規模事業者であること※。
 - 市税の滞納がないこと
 - 下記のいずれにも該当しないこと
 - ・風営法第 2 条第 5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主又は法人
 - ・政治団体
 - ・宗教上の組織又は団体
 - ・上越市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する個人事業主又は法人
 - ・その他助成金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業主又は法人
- ※個人事業主…市内に住所又は事業所を有すること
法人…市内に事務所又は事業所を有すること

補助対象経費

- 国補助金の補助対象経費※から国補助金を引いた事業者負担分の額

補助率

- 1/2(上限 25 万円)

補助金額計算方法

- (国・県補助対象経費－国・県補助金額) × 1/2 = 市補助金額(上限 25 万円)

・例 1 国・県補助対象経費 30 万円 国・県補助金 20 万円の場合

$$\left[\boxed{30 \text{ 万円}} - \boxed{20 \text{ 万円}} \right] \times \frac{1}{2} = \boxed{5 \text{ 万円(市補助金額)}}$$

・例 2 国・県補助対象経費 300 万円 国・県補助金 200 万円の場合

$$\left[\boxed{300 \text{ 万円}} - \boxed{200 \text{ 万円}} \right] \times \frac{1}{2} = \boxed{50 \text{ 万円(市補助金額)}} \\ \text{上限 25 万円のため}$$

申請方法

申請書類は上越市産業政策課の窓口に出してください。

提出先: 〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市産業政策課

【問合せ先】上越市 産業政策課 産業振興係(直通: 025-520-5729)
 申請書類・詳細等は市ホームページをご確認ください。

申請期限

令和 8 年 3 月 31 日 (火) (必着)

※国補助金の交付額確定通知書の日付から30日以内または令和8年 3 月 31 日(火)のいずれか早い日までに申請してください。

支払方法

交付確定後、所定の請求書をご提出いただき、請求書受理後 3 週間程度で口座に振り込む予定です。

提出書類等

(1)上越市令和 6 年能登半島地震復興支援補助金申請書

(2)納税状況調査承諾書

(3)国補助金の交付決定通知書の写し

(4)国補助金の補助金交付申請書に添付した書類

(5)国補助金の交付確定通知書の写し

(6)国補助金の補助事業実績報告書の写し

(7)国補助金の補助事業実績報告書の写し

※その他必要に応じて追加で書類に提出をお願いする場合があります。

申請の流れ

上越市令和6年復興支援補助金申請手続きの流れ

